

令和2年度第2回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定による監査
監査の対象	福生市立福生第二小学校
監査の範囲	令和2年4月1日から令和2年9月30日までにおける事務の執行
実施期間	令和2年12月7日から令和3年2月25日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 学校徴収金の管理事務について 教材費等の児童・生徒の保護者等が負担すべき経費を徴収し、金融機関への預託により管理している学校徴収金について、教育委員会が定めた「福生市立学校の学校徴収金事務取り扱いに関する基準」（以下「基準」という。）に従って管理事務が行われているか確認したところ、おおむね適正に処理されていたが、現金出納簿の照合作業や教材購入業者の請求書の管理、校内監査等において一部改善すべき点が見受けられた。現金出納簿については、毎月の預金通帳との照合作業後に確認印を押印し、照合したこと証跡を残すようにされたい。また、教材購入業者の請求書は、支出する際の根拠資料として支出承認書に添付するなどの方法により、適切に管理されたい。校内監査については、監査報告書を整備し、基準に定められた事務手続きをよりの確に執行するように努められたい。</p>	<p>現金出納簿の照合作業について今までは金融機関に記帳しに行く必要があり手間になっていた上に、保護者が入金先の学年などを間違えることが多く、通帳上の変更が増え、出納の記録が複雑になってしまっていました。令和3年度から金融機関を変更し、インターネットから出納の確認ができるようなシステムとなりました。また、指摘事項の証跡を残す方法については、ほとんどの学校徴収金がネット上で動くために、その流れを毎月プリントアウトし、照合作業が終了次第、押印するようになっています。</p> <p>請求書については、支出承認書に添付し支払の根拠資料として適切に管理するように運用を改めていきます。</p> <p>校内監査の監査報告書については、整備に向け他の福生市立学校に対し情報収集し、改善していきます。</p>

令和2年度第2回定期監査

監査の種別	地方自治法第199条第1項、第2項、第4項の規定による監査
監査の対象	教育部 図書館
監査の範囲	令和2年4月1日から令和2年9月30日までににおける事務の執行
実施期間	令和2年12月7日から令和3年2月25日まで
監査委員	平田 敬太郎 ・ 杉山 行男

【指摘事項】

指摘事項	改善等措置
<p>(1) 消防設備等点検の結果に係る書類の適正な処理について</p> <p>公共施設については、毎年度消防設備等の点検を実施しているが、消防用設備等点検結果総括表及び消火器具点検票（以下「点検書類等」という。）を確認したところ、防火管理者及び点検の立会者の氏名が記載されていないものが見受けられた。消防設備等の点検は専門業者へ委託しているが、その実施主体は市であり、結果については必ず確認し、点検書類等に記名されたい。また、点検に立ち会った場合は立会者の氏名を漏れなく記載されたい。</p>	<p>消防設備等点検において、結果について必ず確認を行うとともに、点検書類等に記名いたします。</p>

【意見・要望等】

意見・要望等	改善等措置
<p>(1) 暗証番号の管理について</p> <p>武蔵野台図書館においては、利用者から収納した複写料金等や領収するための出納印を暗証番号入力式の金庫に保管し、暗証番号は職場内で共有しているが、これまでに暗証番号を変更したことはないとのことである。セキュリティレベル向上の観点からも、数年に一度は暗証番号を変更することを要望する。</p>	<p>武蔵野台図書館の金庫管理のセキュリティ向上のため、今後は年度ごとに、暗証番号を変更する管理といたします。</p>